

# 外国補助金に関する欧州委員会白書の概要及び一考察〔上〕

高橋由美子\*

## I はじめに

昨年12月1日、欧州連合（EU）の欧州委員会は、フォンデアライエン新委員長率いる新体制を発足させた。以来、欧州委員会は、同月11日に「欧州グリーンディール」、2020年2月19日に「欧州データ戦略」、及び2020年3月10日に「欧州新産業戦略」を発表し、グリーン及びデジタルを両翼とする産業政策にトップギアで取り組んでいる。

又、欧州委員会は、新たな産業戦略に適った法整備も着々と進めている。データ共有又はデータプーリングによるデータ市場の整備、「デジタルサービス法（仮称）」の立案、プラットフォームの事前規制及び市場調査を可能にする新競争ツールに関するパブリックコンサルテーションの実施である。グリーン政策推進について、競争政策及びデジタル政策を併任するヴェスタエアー欧州委員会副委員長は、「国家補助金ルール（State aid rules）はグリーン移行にとって重要な役割を果たす<sup>1</sup>」という趣旨の発言をしており、最近では、グリーンなプロジェクトへの国家補助金に関する新たなアイデアを募ることを近い将来発表すると述べている<sup>2</sup>。

他方、対外的政策については、欧州への直接投資及び外国補助金に対する欧州委員会の警戒心は、近年、強まる傾向にある。昨年4月、第三国からの対内直接投資を国家安全保障及び公

的秩序の視点からスクリーニングする「対内直接投資審査規則」<sup>3</sup>が発効している。

更に、本年3月1日の世界保健機関による「グローバルパンデミック」宣言後、欧州委員会は、3月19日、「国家補助金テンポラリーフレームワーク（仮称）」を採択し、世界的な経済上の緊急事態に対応するためEU加盟国政府が交付する補助金ルールを一時的に緩和しているが、外国補助金に対する規則については逆に厳重化している。

先述のヴェスタエアー欧州委員会副委員長は、コロナ渦中、フィナンシャルタイムズのインタビューの中で欧州市場は外国投資家に開放されているとしながら、「公正さに欠ける競争手段によるビジネス展開は歓迎しない<sup>4</sup>」とコメントし、外国補助金が域内市場に及ぼし得る悪影

## — も く じ —

- I はじめに
- II 外国補助金に関する欧州委員会白書の主要ポイント（要約）
  - 1 問題定義
  - 2 ギャップ分析
  - 3 外国補助金による域内市場の歪曲に対処する法的枠組み
    - (1) 一般的法的手段（モジュール1）
    - (2) EUターゲットの買収を助ける外国補助金（モジュール2）（以上本号）
    - (3) 公共調達における外国補助金（モジュール3）（以下次号）
- III 想定される問題点及び日系企業への影響
- IV 結語

\*たかはし ゆみこ、英国法事務弁護士（ソリシター）、  
Steptoe & Johnson LLP（ロンドンオフィス）



響について懸念を示唆した。

このような欧州委員会の経済政策及び対内直接投資並びに外国補助金に対する警戒心の強まりを背景とし、本年6月17日、欧州委員会は、「外国補助金に係る公正な競争条件の整備（仮称）に関する白書」を発表した。

小稿では、まず本白書に要約を加えながら主要ポイントを概観する。次に実体法及び手続法上どのような問題点が想定されるか検討する。そして最後に本白書が日系企業に今後どのような影響を与えるか考察する。

## II 外国補助金<sup>5</sup>に関する欧州委員会白書の主要ポイント（要約）

### 1 問題定義<sup>6</sup>

EU加盟国レベルで交付される補助金については、EUでは国家補助金ルールが敷かれ事業者間における域内市場の競争環境が維持されている。他方、域内市場で商業活動に従事する事業者に対し非加盟国が交付する補助金については、この限りではない。このような状況において、非EU企業又は外国政府から補助金が交付された事業者が域内で商業活動を営むことになる。

交付される（された）外国補助金の額に関する情報も極めて少ない。これは、「補助金及び相殺措置に関する協定<sup>7</sup>」に基づくところの通報義務が徹底されておらず透明性に欠けることが主な原因とされている。

他方、EU経済は対内投資に対し開放され、最近では、米国やカナダのような伝統的投資国に加え第三国による対内投資も増加している。特に、国有企業やオフショア投資家による対内投資が急速に増えている。

EU経済は、対内投資の増加と同時並行で外国補助金の交付に伴うリスクにも晒されている。特に、公的事業者（public undertakings）と私的事業者（public undertakings）の競争条件が異なる場合や、国と（その国の所有する）国有企業間の資本関係に透明性が欠如する場合に伴うリスクである。外国補助金は、域内市場の競

争を歪曲し、その結果効率性の低い事業者が成長し及び市場シェアを伸ばすといった不平等な競争環境が形成される。

### 2 ギャップ分析<sup>8</sup>

外国補助金により引き起こされ得る域内市場の競争歪曲について、EU法及び国際法の枠組みの中である程度対処することはできても、完全に問題を解決することはできない。なぜなら現行法においては依然規制上のギャップが存在するからである。

#### (1) EU競争法

企業集中や企業の市場プラクティスによって域内市場の競争が歪曲する（とされる）場合、欧州委員会は、EU企業結合規則及び反トラスト法に基づいて介入することが許されている。しかし、EU企業結合規則又は反トラスト法のいずれも、事業者が外国補助金を受けているか否かについては考慮しない。

又、EU国家補助金ルールは、EU加盟国による事業者への資金援助が域内市場の競争を歪める（又は歪める恐れがある）場合に適用されるが、非EU加盟国の政府又は公的機関による在EU事業者への資金援助には適用されない。

#### (2) EU貿易政策

貿易政策について、EUは、物品貿易及び投資の競争環境の整備を目的とする法的手段を有している。例えば、多国間の「補助金及び相殺措置に関する協定」<sup>9</sup>、2国間の自由貿易協定、貿易救済措置等である。欧州委員会は、これらの法的手段に基づいて、非EU加盟国からの資金援助を得て製造された産品に係る不正競争に対応することができる。他方、これらの法的手段は、外国補助金全てに適用されるわけではない。EUのアンチダンピング措置及び相殺関税措置は、EUの物品輸入にのみ適用され、サービス輸入、投資及びEUにおける事業者の設立並びに運営に関する資金フローには適用されない。

外国直接投資（foreign direct investments）については、「対内直接投資審査規則」<sup>10</sup>が、



外国直接投資が国家安全保障及び公的秩序に及ぼす EU 並びに EU 加盟国レベルのリスクについて適用されるが、外国補助金による競争歪曲については適用されない。

「サービスの貿易に関する一般協定」<sup>11</sup>においても、サービス貿易に関係する外国補助金に関するルールは依然整備されていない。

### 3 外国補助金による域内市場の歪曲に対処する法的枠組み<sup>12</sup>

#### (1) 一般的法的手段 (モジュール 1)

##### (i) 基本的特徴

モジュール 1 は、域内市場の競争を歪め、及び EU に設立された又は EU で活動している受取人に交付された外国補助金に適用される一般的手段である。所管を持つ監督当局は、事前審査 (a preliminary review) を開始し域内市場の競争を歪め得る外国補助金の有無を認定する。審査の結果、外国補助金が存在しない、域内市場の歪曲を示唆する要素がない、又は審査対象が優先事案ではないのいずれかの場合、監視当局は、当該事前審査を打ち切ることができる。

他方、外国補助金が域内市場の適切な機能を歪め得ることを示すと捉えられる証拠がある場合、監視当局は、詳細調査を実施し、及び域内市場を歪曲する外国補助金が存在することを認定しなければならない。

詳細調査の結果、外国補助金が域内市場の適切な機能を歪める (又は歪める恐れがある) と確認された場合、監督当局は、域内市場の歪曲を是正する措置を講じることができる。他方、詳細調査の結果が次のいずれかの場合、調査は終了となる。①外国補助金の存在が認定されなかった、②競争の歪曲が示唆されなかった、又は③外国補助金が引き起こし得る歪曲と外国補助金が支援する活動若しくは投資が EU 域内にもたらすプラス影響を釣り合いにかけると、前者が後者によって緩和される若しくは前者が公共政策の観点から EU によって認められている。

モジュール 1 の適用範囲は広く、全ての市場

状況に適用される。外国補助金が助長する企業買収や外国補助金の利益を受ける入札者による公共調達市場の行動に適用されることもある。

「EU に設立された事業者 (undertakings established in the EU)」の「事業者 (undertaking)」とは、経済活動に従事する事業体 (entities engaged in an economic activity) を意味する。複数の別々の法主体 (several separate legal entities) が単一経済主体 (one economic unit) を形成するような場合、複数の別々の法主体のうちの 1 つでも EU 域内に設立されれば、それを「EU に設立された事業者」とみなす。仮に EU 域外に設立された事業体に補助金が交付される場合、その外国補助金の利益がどの程度 EU 域内に設立された事業体に分配され得るかを確定しなければならない。

他方、「EU 域内において活動している事業者 (undertakings active in the EU)」とは、EU 域内に設立されていないが外国補助金の利益を受け EU 域内のターゲットを買収しようとする事業体のことを指す。

##### (ii) 域内市場の歪曲のアセスメント

監視当局は、いったん外国補助金の存在が認定されると、認定された補助金が域内市場に歪曲を引き起こすかどうか判定する。その際、実際の及び潜在的歪曲の両方を考慮する。一般的に、特定の閾値を下回る補助金は、域内市場の適正な機能を歪める可能性は低く、問題はないとみなされる。このような閾値を、連続する 3 年間で 20 万ユーロに設定することができる。

域内市場を歪める可能性が高いとみなされる外国補助金のカテゴリーには、①輸出のための資金調達、②経営不振に陥った事業体の債務免除 (ただし国家的又は世界的な経済上の緊急事態であって一時的、かつ、均整の取れた補助金を除く)、③債務の金額又は保証の期間に制限がなく、政府による特定の事業体の債務保証、④一般措置を除く税控除、及び⑤企業買収を直接助長する外国補助金等がある。



### (iii) EU 公益テスト

仮に外国補助金が域内市場を歪める可能性を有することが認定されても、EU の公共政策の目的の達成に鑑み、補助金の交付された経済活動又は投資のプラス影響が市場の歪曲を十分に緩和する場合、調査は終了となる。EU の公共政策の目的には、雇用の促進、気候中立の実現、環境保護、デジタル移行、安全保障、社会的秩序、治安及び回復力などが含まれる。

### (iv) 情報収集

外国補助金を交付する当局が EU 域外に所在するという理由で監視当局による情報収集が困難な場合、十分な調査ツール及び市場プレイヤーからの情報収集が重要となる。

情報収集のメカニズムについて、事前審査及び詳細調査の両段階において、要求された情報がタイムリーに提供されない又は提供された情報が不完全、不正確若しくは誤認を招くものである場合、監視当局は課徴金を課すことができる。又、制裁があったにもかかわらず情報が提供されない場合、監視当局は、入手可能な事実に基づいて決定を下すことができる。更に、監視当局は、補助金の被疑受益者の EU における所在地又は第三国の所在地を（当該第三国と一致する限りにおいて）訪問することができる。

### (v) 是正措置

詳細調査の結果、外国補助金が域内市場の適切な機能を歪める（又は歪める恐れがある）と確認された場合、監視当局は、関係事業者には是正措置を命じることができる。是正措置には、特定のアセットの売却、特定の投資の禁止、外国補助金が交付された事業者による買収の禁止、モビリティアプリへの第三者アクセス、公正で合理的で非差別的な条件（FRAND 条件）でのライセンス契約、外国補助金に関係する特定の市場行動の禁止、R & D 結果の公表、EU 又は EU 加盟国への支払等が含まれる。

更に、事業者が是正措置を遵守しない場合、監視当局は、非遵守の制裁として課徴金を課す

ことができる。又、監視当局が事業者に対し是正措置を講じることができる期間は、補助金が交付された日から数えて10年間とする。

### (vi) 監視当局

モジュール 1 は、欧州委員会と加盟国当局の間の共有権限の下、執行される。

### (2) EU ターゲットの買収を助ける外国補助金 (モジュール 2)

#### (i) 基本的な特徴

モジュール 2 は、EU ターゲットの買収を助ける外国補助金が引き起こす歪曲に対処する趣旨を持つ。すなわち、モジュール 2 は、企業買収において、外国補助金はその受益者（取得者）に不当な優位性を与えないことを目的とする法的手段である。モジュール 1 より適用範囲は狭い。

企業買収において、外国補助金は、EU ターゲットの買収を助長することにより域内市場の歪曲を生じさせ得る。具体的に、2つのパターンが想定される。1つは、特定の企業買収に関連する補助金を事業者（取得者）に直接交付するパターン、もう1つは、事業者（取得者）の資金力を増加させることにより、結果、間接的に（事実上）企業買収を助長するパターンである。

審査（調査）は、事前審査フェーズと詳細調査の2段階方式である。まず事前審査フェーズにおいて、当事者は、義務的届出手続に基づき企業買収を行う事業者及びターゲット事業者双方に関する基本的情報を届け出る。基本的情報には、関連事業者の法的情報、資金調達に関する情報、直近3年間の売上高（EU 及び全世界）、買収の資金、買収する事業者の全資金の主要な資金源、第三国当局から買収を目的として受けた資金援助、直近3年間に第三国当局から受けたいかなる資金援助、ターゲット事業者を買収することが予想された他の事業者に関する直近3年間における情報等が含まれる。

モジュール 2 は、買収届出前の直近3年間から買収クロージャー後1年間の間に交付される資金援助に適用される。すなわち、届出を行う



当事者がこれまで直近3年の間に第三国から資金面での援助を受けた、又は買収クロージャール後1年以内に受けることになっている場合、潜在的に補助を受けている買収として届出を行わなければならない。

当事者（取得者）が届出を怠った場合、監視当局は、高額な課徴金及び買収の解消等厳しい（抑止的な）措置を命ずることができる。

監視当局は、事前審査の結果、受益者（取得者）が買収を助長する外国補助金から利益を受けていることを示す証拠が十分ある場合、詳細調査を開始することができる。

更に、詳細調査の結果は、次のいずれかが可能である。すなわち、歪曲は存在せず、よって買収に反対しない、買収を条件付きで承認する決定を採択する、又は買収を禁止する決定を採択する。

#### (ii) 補助を受けている買収に関係する歪曲の Assessment

監視当局は、企業買収が外国補助金によって助長され、その結果、域内市場が歪曲する（した）ことを証明しなくてはならない。監視当局は、歪曲を判定するために様々な指標（indicators）を用いる必要がある。指標には、補助金の額、受益者に関する状況、市場の状況、活動レベル等が含まれる。

#### (iii) EU 公益テスト

モジュール1と同様に実施される。

#### (iv) 是正措置

外国補助金が企業買収を助長し及び域内市場の歪曲が認定された場合、受益者（取得者）は、外国補助金による歪曲を是正するための十分な確約を申し出ることができる。又、監視当局は、届出企業の確約を受け入れる又は（最後の手段として）買収を禁止することができる。

#### (v) 監視当局

モジュール2は、欧州委員会の排他的権限（又は潜在的に加盟国当局との共有権限）の下、執

行される。

（次号に続く）

〔注〕

- 1 “Keeping the EU competitive in a green and digital world” by Margaret Vestager on 2 March 2020 at: [https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/keeping-eu-competitive-green-and-digital-world\\_en](https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/keeping-eu-competitive-green-and-digital-world_en)
- 2 “The Green Deal and competition policy renew webinar” on 22 September 2020
- 3 REGULATION (EU) 2019/452 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union
- 4 “Vestager urges stakebuilding to block Chinese takeovers” in the Financial Times on 12 April 2020
- 5 外国補助金の定義「外国補助金とは非 EU 加盟国の政府又は（非 EU 加盟国の）いかなる公的機関による資金援助のことを指し、（この）資金援助は、受取人に利益を付与し、かつ、法令上又は実質的に、特定の事業者（産業）或いは事業者の（産業の）団体を対象にしたもの」（ANNEX I: DEFINITION OF FOREIGN SUBSIDY (p.46 of the White Paper))
- 6 “WHITE PAPER on levelling the playing field as regards foreign subsidies”, Brussels, 17.6.2020 COM (2020) 253 final, European Commission, (pp.6- 8)
- 7 “Agreement on Subsidies and Countervailing Measures”
- 8 “WHITE PAPER on levelling the playing field as regards foreign subsidies”, Brussels, 17.6.2020 COM (2020) 253 final, European Commission, (pp.9-12)
- 9 “Agreement on Subsidies and Countervailing Measures”
- 10 Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019 establishing a framework of the screening of foreign direct investments into the Union, OJL 791, 21.3.2019
- 11 “General Agreement on Trade in Services”
- 12 “WHITE PAPER on levelling the playing field as regards foreign subsidies”, Brussels, 17.6.2020 COM (2020) 253 final, European Commission, (pp.13-29)



# 外国補助金に関する欧州委員会白書の 概要及び一考察〔下〕

高橋由美子\*

## II 外国補助金に関する欧州委員会白書の 主要ポイント（要約）

### 3 外国補助金による域内市場の歪曲に対処 する法的枠組み<sup>1</sup>

#### (3) 公共調達における外国補助金(モジュール3)

##### (i) 公共調達手続の開始

公共調達に参加する事業者（コンソーシアムメンバー、サブコントラクター、サプライヤーを含む）は、入札の際、直近3年間に於いて外国政府から資金援助を受けているか、及び調達された業務の実行期間中に外国政府から資金援助を受ける予定があるかを、発注する公的機関に届け出なければならない。

一般的に、公共調達手続の開始の際、事業者が外国補助金からの利益を受けているか否かを判断するのに必要な情報を提出しなければならない。少なくとも以下の情報が必要となる。

- ・外国からの資金援助を受けた入札者（コンソーシアムメンバー、サブコントラクター、サプライヤーを含む）の法的情報（所有者、ガバナンス等）
- ・入札の融資の主な資金源
- ・直近3年間に外国から受けた資金援助の総額
- ・公的調達参加の目的のために受けた外国資金の有無
- ・契約の実行期間に受けることとなっている外国資金の有無

届出義務を怠ったり、誤情報を提出したりした事業者に対応するため、厳重で抑止効果のあるツールが敷かれるべきである。とりわけ届出義務の不履行に対しては、事業者への過大な課徴金、事業者を入札から除外又は実行中の契約の取消で対処することもあり得る。

\*たかはし ゆみこ、英国法事務弁護士（ソリシター）、  
Steptoe & Johnson LLP（ロンドンオフィス）

届出義務があるにもかかわらず届出がなかった場合、第三者及び競合社はその旨を証拠とともに発注する公的機関に通報することができる。

##### (ii) 調査

モジュール3は、モジュール1同様、欧州委員会と加盟国当局の間の共有権限の下、執行される。

正式な届出が受理されると、発注側の公的機関は加盟国レベルの監視当局に受理した届出について伝達し、（監視当局は）外国補助金の有無について調査を開始する。

調査は、事前審査と詳細調査の2段階方式である。事前審査において、加盟国レベルの監視当局は、外国補助金の有無及びその外国補助金が交付された条件に関する情報を要請する。事前調査の結果、外国補助金が存在しないと判断された場合、監視当局はその旨を発注側の公的機関に伝える。他方、外国補助金が存在し得るという結論の場合、監視当局は詳細調査を開始する。いずれの場合においても、監視当局は、欧州委員会、発注側公的機関及び他の加盟国の監視当局に「サマリーノート（summary notice）」で事前審査の結果を伝える。

#### — も く じ —

- I はじめに
- II 外国補助金に関する欧州委員会白書の主要ポイント（要約）
  - 1 問題定義
  - 2 ギャップ分析
  - 3 外国補助金による域内市場の歪曲に対処する法的枠組み
    - (1) 一般的法的手段（モジュール1）
    - (2) EUターゲットの買収を助ける外国補助金（モジュール2）（以上前号）
    - (3) 公共調達における外国補助金（モジュール3）（以下本号）
- III 想定される問題点及び日系企業への影響
- IV 結語



監視当局による詳細調査の結果、公的調達手続における外国補助金の有無が確定するが、有無いずれの場合にせよ、監視当局は、まず欧州委員会に、次に発注する公的機関に、調査結果を報告する。詳細調査結果の決定案を欧州委員会に先に報告するのは、監視当局と欧州委員会との間の密接な協力を確実なものとするためである。

又、報告を受けた欧州委員会が監視当局の決定に一致しない場合、詳細調査の期間を延長して調査を続行させる。その間、発注側公的機関は調査対象の事業者が発注することは許されない。

### (iii) 是正措置

外国補助金が存在するという結論に達した場合、監視当局はその旨を発注側公的機関に伝達する。そして、当該公的機関は、外国補助金が公的調達手続を歪曲したか否かを判断する。

外国補助金が公的調達手続を歪曲したと判断される場合、その外国補助金を受けた事業者に対し是正措置が取られる。是正措置には、当該入札への参加除外措置及び今後特定期間における入札参加除外措置が含まれる。

## Ⅲ 想定される問題点及び日系企業への影響

上記において、本白書の提案する法的手段(モジュール1からモジュール3)の主要ポイントを概観した。まず問題として指摘できるのは、当該法的手段が競争法上の手段なのか貿易法上の手段なのか区別に難しいという点である。

「外国補助金」の定義<sup>2</sup>について、本白書は、「外国補助金 (foreign subsidy) とは非 EU 加盟国の政府又は (非 EU 加盟国の) いかなる公的機関による資金援助のことを指し、(この) 資金援助は、受取人に利益を付与し、かつ、法令上又は実質的に、特定の事業者 (産業) 或いは事業者の (産業の) 団体を対象にしたもの」としている。これは、WTO 補助金協定<sup>3</sup>と整合性を有する定義と捉えられるが、EU 国家補助金ルールの「国家補助金」の定義<sup>4</sup>とも「国 (公的機関) からの資金」という観点において同一の定義である。

競争法、貿易法の両方で定義され、かつ、適用され得るとなれば、法執行上のオーバーラップが生じる可能性があるのではないかと。

例えば、日 EU 経済連携協定<sup>5</sup> (2019年2月1日発効) の「第12章補助金」において、一方

の締約国が自国の交付する (又は維持している) 特定性を有する補助金に関する情報を他の締約国に通報する義務が定められている。他方、本白書の提案するモジュール1に基づき、監視当局は、域内市場の競争を歪める外国補助金の存在について情報収集を開始する権限を有する。すなわち、EU との間に貿易協定が既に存在する日本の補助金については、欧州委員会の貿易総局、競争総局の両総局による法執行があり得るのではないかと。

欧州委員会は、本白書の冒頭の部分において、外国補助金を規制する法的手段を新たに設けることにより、現行法上のギャップを埋めることができるとしているが、実体法上オーバーラップする部分がある場合、競争法、貿易法のどちらを優先させるべきか、オーバーラップする範囲を最小限に留めることは可能か等、今後、法案作成にあたって慎重な検討、精査が必要となるであろう。

又、昨年4月発効の「対内直接投資審査規則」<sup>6</sup>との関係においても、それぞれの趣旨、目的、適用範囲について注意し、整理する必要がある。本白書の各法的手段は、域内市場 (又は公的調達手続) の競争を歪める外国補助金を規制することを目的としており、その法的手段が適用される対象は特定の分野又は企業に限らない。他方、「対内直接投資審査規則」は、国家安全保障又は公的秩序の観点から対内直接投資の是非を判断し、要すれば当該投資事案を拒否することを目的としている。

EU への直接投資を実施する企業においては、法律の趣旨、目的の異なることから、1つの投資事案が2つの審査 (モジュール2及び投資スクリーニング) の対象となり得ることに留意が必要だ。更に、キャッチオールと解されるモジュール1と企業結合の際の外国補助金に関する情報の届出を義務づけるモジュール2との関係についても、本白書は明確に定めていないため、モジュール2でクリアした企業がモジュール1で調査対象となり得ることも考えられるのではないかと。

実務上、企業が最も留意すべきは、本白書の提示するモジュール1に従えば、当局は、域内市場において商業活動に従事する事業者に対する外国補助金の付与を示すいかなる要素を以て法執行できるという点である<sup>7</sup>。言い換えるなら、例えば EU 機能条約第101条の法執行に



については、何らかの反競争的行為がトリガーとなるが、本白書のモジュール1の執行については、「行為」がトリガーとなる必要はなく、外国補助金の付与を示す「いかなる要素 (any elements)」がトリガーとなる。

この点について、日本政府（又は日本の公的機関）から補助金を付与されており、かつ、域内市場に何からのプレゼンスを有する日系企業においては、本白書の「外国補助金」の定義に従い、企業内における補助金の有無及び額を精査しておくことが期待されるのではないかと。更には、モジュール1によると、当局は広範な調査ツールを有し、それには、事実確認を目的とするEU所在地の敷地内の立入検査や（第三国が許す限りにおいての）その第三国の所在地の敷地への訪問も含まれる。過去、欧州委員会による国際カルテル等の調査において（欧州委員会より）「情報要請 (Request for Information)」を受けた企業の中には、情報収集の煩雑さ、要請された情報の多さを思い起こす企業もあるかもしれない。欧州委員会がどれほどアグレッシブに情報要請をしてくるかについて、現時点において定かではなく、企業が情報整理を開始する必要はないが、このような情報要請のツールの存在について留意しておくのが賢明ではないかと。

一方、企業結合の届出をする企業においては、現行法の企業結合規則<sup>8</sup>に基づいて事前に欧州委員会に届出を行わなければならないが、本白書に従うところ、モジュール2（EUターゲットの買収を助ける外国補助金の届出）に基づいて届出事案の買収を助ける外国補助金に関する情報も届け出なければならないことになる。

モジュール2の主要な監視当局は欧州委員会であり、同委員会競争総局では2つのケースチーム（従来の企業結合のケースチームとモジュール2のケースチーム）が組まれることが想定されるが、届出を行う事業者側にとっても情報収集作業が極めて煩雑になることが想定される。更に、企業結合規則及びモジュール2に基づく届出の結果によっては、2つのケースチームによる詳細調査の実施といったシナリオも想定されなくはない。

本白書は、特定の国（政府）又は企業をターゲットとしていると目されてはいるが、「外国補助金」を規制することを趣旨としており、当然のこと、その「外国」には日本も含まれる。そうした意味から、上記の繰り返しになるが、

日本の政府（又はいかなる公的機関）から資金面での援助を受けている（又は受けることとなっている）、かつ、域内市場にプレゼンスを有する日系企業（産業）においては、今後、本白書に関する動きを注視する必要がある。

#### IV 結語

本白書のパブリックコンサルテーションは、既に9月23日に受付が終了しており、企業（産業）の中には自分たちが欧州委員会に回答を送った旨（及びその内容）を発表しているところもある。（通常、欧州委員会は送られてきた回答を正式に公表する。）その発表の中には、本白書の提示する法的手段の複雑さ、対象となる「外国補助金」の範囲の広さ、企業結合届出及び公的調達参加の際の想定される情報収集作業の煩雑さ等を指摘するものもある。

欧州委員会は、送られてきた回答を元に法案作成に取り掛かり2021年中の法案化を目指しているとされている。

#### 〔注〕

- 1 “WHITE PAPER on levelling the playing field as regards foreign subsidies”, Brussels, 17.6.2020 COM (2020) 253 final, European Commission, (pp.13-29)
- 2 ANNEX I: DEFINITION OF FOREIGN SUBSIDY, p. 46 of the White Paper
- 3 「補助金及び相殺措置に関する協定 (Agreement on Subsidies and Countervailing Measures)」
- 4 “(a)ny aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever [...]” (Article 107 of the TFEU)
- 5 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」
- 6 “REGULATION (EU) 2019/452 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union”
- 7 “ [...] the competent supervisory authorities [...] may act upon any elements it considers relevant indicating the granting of a foreign subsidy to a beneficiary active in the EU.” (p.13 of the White Paper)
- 8 “Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings (the EC Merger Regulation)”